

Ⅲ 災害等発表時の対策

1 災害発生時の特徴

(1) 一瞬の出来事

土砂災害や河川氾濫は、瞬時に発生し、立地環境により局地的に甚大な被害をもたらす。

(2) 外部との連絡途絶、孤立状態の継続

ア 電話などの不通によるが外部との連絡途絶や電気、水道、ガス等の供給が停止して施設機能を麻痺させることがある。

イ 復旧までに相当の期間を要するだけでなく、一旦被災すると物資の移動や避難が著しく困難となることがある。

(3) 二次災害の発生

次のような二次災害が発生する可能性があるため、油断は禁物

- ・ 台風通過後の洪水、冠水、土砂災害、橋梁破損
- ・ 洪水の後の伝染病発生
- ・ 落雷後の火災、停電、感電死、家屋の破損

2 災害発生時の対応策

(1) 情報の収集と避難の開始

施設長は、ラジオ・テレビ、市災害対策本部、消防、警察から正確な情報を入手したうえで、避難の必要性について適切な判断をする。

(2) 入所者等避難誘導

ア 避難先と避難経路の選択

避難誘導にあたっては、避難先や避難経路状況、周囲地域の被災状況、救助活動の状況など、周囲の様子をできるだけ正確に把握し、避難経路が確保され可能な間に、速やかに避難を開始する。

イ 避難を実施する場合の対応

施設長は、避難時期を適切に判断する。避難を開始する場合は、速やかに利用者に伝え、職員に対して安全に避難地まで誘導する。手順を示す。

(a 点呼)

避難時は、逃げ遅れがないよう無駄なく行動する。なお、避難時は、強風などによる断線した電線への注意が必要。

避難誘導の前後に全員の点呼を行い、安全に避難完了したことを施設長に伝える。

(b 協力医療機関との連携)

協力医療機関等との連絡を密にし、避難生活で体調を崩した利用者ができた場合は、必要な応急処置を行い、受け入れ可能な医療機関等へ入院などの協力を依頼する。

(c 健康管理)

避難生活の長期化に伴い、利用者のケア、施設職員の健康管理などが必要。スタッフと打ち合わせをおこないながら、必要なケアを計画的に実施する。

ウ 避難が不要な場合の対応

災害発生時は、施設全体が安全であっても、状況によっては周辺から孤立した状態となることも考えられるので、限られたスタッフ、利用可能な設備や器具、備蓄している飲食品を最大限に利用し、施設職員が協力して利用者の安全確保にあたる体制を作る。ライフライン停止時は、冷暖房装置が使えないので、利用者の適切な体温維持のための対応や準備をしてあたる。

エ 安全点検

利用を開始する前に、給水、電機などのライフラインや給食等の設備に支障がないか点検をする。また、施設内におけるガラスの破損、備品の転倒、タンクの水、油漏れなどを点検し必要な清掃を実施する。

(3) 施設が使用不能になった場合

ア 家族等への引継ぎ

利用者の家族等で、被災を免がれた方がいる場合、状況を説明し速やかに家族等に引継ぎをする。

イ 他の社会福祉施設等への要請

利用者の家族等も同時に被災した場合、他の社会福祉施設等での受け入れを要請する。

(4) 必要な連絡

ア 市などの防災関係機関との連絡

利用者の安全確保を第一に必要な措置を取った後、被害の状況や必要な支援について、市などの防災関係機関とあらかじめ確認していた情報伝達により連絡を取る。

(5) 水害時の避難手順

ア 水位が上がり警報が出た場合、緊急連絡網により防火管理者が招集をかける。施設長を隊長とし対策本部を設置する。防災関係機関と連携を図り最新の情報を確認しておく。

イ 近隣の施設(長生院・高松ホーム)へ避難先受け入れの要請を行う。

ウ 利用者のベッドの高さを最上部まで上げる。また、ストッパーを解除し非常時に備える。

エ 隊長判断により、速やかに避難誘導を開始する。

オ 利用者の誘導については、令和元年台風19号を教訓とし河川に近い東ユニットより行う。

カ 多床棟DRへ誘導完了後16号室、居宅事業所前の防火扉を閉める。

※災害に備えて事前に土嚢準備を行う。